

(目的)

第1条 社会医学系専門医は、医師としての使命感、倫理性、人権尊重の意識、公共への責任感を持ち、医学を基盤として保健・医療・福祉サービス、環境リスク管理及び社会システムに関する広範囲の専門的知識・技術・能力を駆使して、継続的に人々の命と健康を守るために、5年ごとにその資格を更新することとし、更新に必要なK単位を構成する共通講習、指導医講習会及び選択受講項目の企画・運営に関する手続き等を定めるために本細則を定める。

(定義)

第2条 K単位とは、社会医学系分野に関する最新の知識や技術等の取得を目指し、継続的に能力の向上を図ることを目的として、別表1の社会医学系専門医協会（以下、「協会」という。）を構成する学会・団体（以下、「協会構成学会・団体」という。）等が主催する以下の各号に掲げる研修会、講習会、セミナー、年次総会時の教育講演等を受講した受講者に交付される単位をいう。

- 一 共通講習（医療倫理、医療安全、感染対策、医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含む）及び両立支援として別表2に掲げる内容を含むもの）
- 二 指導医講習会（別表3に掲げる内容を含むもの）
- 三 選択受講項目（専門研修プログラム整備基準に定める22項目として別表4に掲げる内容を含むもの）

2 Eラーニングとは、協会及び一般社団法人日本公衆衛生学会により共同で運営される社会医学系eラーニング・コンソーシアムがEラーニングとして提供するプログラムの一部をいう。

(講習会の主催者の役割)

第3条 共通講習を企画した主催者は、共通講習申請様式に必要事項を記載し、開催日の3か月前までに協会事務局に提出するものとする。（別表5 共通講習の申請の流れ）

- 2 指導医講習会を企画した主催者は、指導医講習会計画申請書に必要事項を記載し、開催日の3か月前までに協会事務局に提出するものとする。
- 3 選択受講項目を企画した主催者は、当該企画の開催前に協会事務局への申請手続きの必要はない。

(協会事務局の役割)

第4条 協会事務局は、協会Webサイトの「講習会情報」のページに、社会医学系専門医に関する講習会の予定及び過去に実施した講習会の情報を掲載する。ただし、講習会の申込手続き等の詳細については、当該講習会的主催者が問合せに対応する。

- 2 協会事務局は、前条第1項により共通講習の申請を受理した後に、専門医・指導医認定委員会での確認・承認手続きを行った上で、協会Webサイトに掲載する。
- 3 協会事務局は、共通講習として認めない場合は理由を付して、主催者にその旨を返信するものとする。
- 4 協会事務局は、前条第2項による指導医講習会の申請について、内容の不備等の確認を行った上で受理し、協会Webサイトに掲載する。

(共通講習の具体的な申請手続き)

- 第5条 主催者は、協会 Web サイトよりダウンロードした共通講習申請様式（別表6）に必要事項を入力し、協会事務局に e-Mail にて申請する。
- 2 主催者は、社会医学系専門医以外でも講習会に参加できるように努めるものとする。
 - 3 非会員などからの事前申込み等が必要な場合の連絡先について、協会 WEB サイトの共通講習情報に掲載することとし、主催者は、必要な場合には協会事務局に連絡するものとする。
 - 4 主催者は、適正・確実な方法で受講確認を行うものとする。（例：IC カード読み取りによる受講確認、バーコードによる受講確認、途中入場を禁止した上での終了時出席確認及びこれらに準じる程度の適正・確実な方法）
 - 5 主催者は、受講者に対し、主催者名による受講証明書（別表7 共通講習受講証明書（例））を発行するものとする。
 - 6 主催者は、講習会のタイトル又はサブタイトルに「社会医学系専門医協会認定共通講習」である旨を表示するものとする。また、共通講習の対象カテゴリーに該当することがわかるものとする。
 - 7 主催者は、受講に係る認定単位として、1日あたり1時間以上2時間未満の講習会には受講単位1単位を、連続して2時間以上のものには2単位を上限とすることとし、30分の場合は0.5単位とするものとする。
 - 8 主催者は、講習会の講師には受講単位2単位を付与することができる。
 - 9 主催者は、医療倫理及び感染対策など、2つ以上の共通講習のカテゴリーにつき講習会を同一日に開催する場合は、別々に申請するものとする。
 - 10 社会医学系専門医の更新申請に必要な共通講習の受講単位数は、医療倫理、感染対策及び医療安全に関する講習として各1単位を受講していることとする。なお、2031年度以降の更新においては、K単位のうち、医療倫理、医療安全、感染対策、医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含む）、両立支援に関する講習として各1単位を受講していることとする。同一カテゴリーを複数回受講した場合も、取得単位として算定するものとする。
 - 11 主催者は、社会通念上適切な範囲で講習会の参加費を設定するものとする。社会医学系専門医・非社会医学系専門医で別の参加費を設定する場合も同様とする。

（協会認定の共通講習として認められる講習会の範囲）

- 第6条 共通講習として認定されるためには、原則として以下の各号に掲げる項目を充足し「各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習」として妥当と認められたものに限るものとする。
- 一 国内で開催されるもののうち、営利団体が主催するものを除き、講演者、共催・後援については、利益相反事項に問題がないもの。
 - 二 医療倫理、医療安全、感染対策、医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含む）及び両立支援として別表2に掲げる内容を含むもの
 - 三 講習会の規模は、30名程度以上の参加者を見込めるもの

（共通講習の提供形式）

- 第7条 共通講習の提供形式は、以下の各号に掲げるものとする。
- 一 講習会・講演会（講習内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）1時間あたり1名程度の演者によるもの）
 - 二 シンポジウム、ワークショップ（講習内容に精通し、専門的経験を有するシンポジスト、講演者

等で構成されるもの)

三 E ラーニング

四 協会が推奨するDVD等による伝達講習会

(専門医・指導医認定委員会の役割)

第8条 専門医・指導医認定委員会は、本細則に基づく講習会の企画・運営が円滑に進むよう、十分な時間的余裕をもって協会 Web サイトに必要な告知を行うよう努めるものとする。

2 専門医・指導医認定委員会は、第4条第2項に係る審査にあたっては、第6条の協会認定の共通講習として認められる講習会の範囲に該当するかどうかの観点で審査をするものとする。

3 専門医・指導医認定委員会は、前項の審査の過程で主催者からの申請内容について疑義が生じた場合、必要な資料を当該主催者に求めることができる。

4 専門医・指導医認定委員会は、共通講習のうち、E ラーニングで提供されていないプログラムについて、速やかに提供するとともに、時宜に応じた更新を行うものとする。

(共通講習の開催後の報告)

第9条 主催者は別表8（講習会結果報告書）及び別表9（講習会参加者名簿）を開催後2週間以内に協会事務局に e-Mail にて提出しなければならない。

2 協会事務局は、前項の報告書の提出がない場合は、次回から当該主催者による共通講習の申請を受理しないことができる。

(指導医講習会)

第10条 主催者は、協会 Web サイトよりダウンロードした指導医講習会計画申請書（別表10）に必要事項を入力し、協会事務局に e-Mail にて申請する。

2 協会構成学会・団体は、年1回程度以上、指導医講習会を開催するよう努めるものとする。

3 主催者は、講師については、各学会・団体選出の社会医学系専門医協会理事及び委員に相談するものとし、協会構成学会・団体が認めた方が講師となることができる。

4 指導医講習会で使用する資料は、社会医学系専門医協会が提供するスライドを参考に作成するものとし、事前に各学会・団体選出の社会医学系専門医協会理事及び委員に確認する。

5 第5条第2項から第5項まで、第7項、第8項及び第11項については、指導医講習会において準用する。

6 第9条の規定は指導医講習会において準用する。なお、提出の期日は、講習会終了後から1か月程度を目処とする。

(選択受講項目)

第11条 第5条第2項から第5項まで、第7項、第8項及び第11項については、選択受講項目において準用する。

2 第9条の規定は選択受講項目において準用する。なお、提出の期日は、講習会終了後から1か月程度を目処とする。

第12条 本細則の改正は、専門医・指導医認定委員会の議決により行う。

(施行期日)

附則

第1条 この細則は、2025年8月28日から施行する。

別表1 社会医学系専門医協会構成学会・団体

【正社員】 日本衛生学会 日本医療情報学会 日本産業衛生学会 日本疫学会 日本公衆衛生学会 日本災害医学会 日本医療・病院管理学会 日本職業・災害医学会 全国衛生部長会 全国保健所長会 地方衛生研究所全国協議会 全国衛生学公衆衛生学教育協議会 日本医師会 日本医学会連合 【友好社員】 日本医学教育学会 日本国際保健医療学会 日本法医学会
--

別表2 共通講習の内容

1. 医療安全 (1)医療の質総論 (IOM の6側面・EBM・Narrative-based・Values-based) (2)医療の質改善 (PDSA サイクル・品質管理手法・パス) (3)医療の質評価 (QI・医療機能評価機構・JCI・ISO) (4)リスクマネジメント・システムエラー (スイスチーズモデル) (5)ヒューマンエラー・認知バイアス (6)ヒューマンファクターズ (フールプルーフ他) (7)チームワーク (TeamSTEPPS・心理的安全性) (8)治療の遅れ・Diagnostic Error (9)インシデント・オカレンス報告制度 (含 医療事故情報収集等事業) (10)インフォームドコンセント・患者有害事象対応 (11)侵襲的処置の安全 (手術安全チェックリスト・産科補償制度) (12)投薬の安全 (含 PMDA 医薬品副作用被害救済制度) (13)医療事故調査制度 (安全調査機構・医師法 21 条) (14)以上の医療安全に関する項目と関連する事項 2. 感染対策 (1)標準予防策 (スタンダード・プレコーション) (2)感染経路の理解と感染経路別予防策 (3)感染症発生時の適切な対応 (アウトブレイクへの対応) (4)耐性菌対策と抗菌薬の適正使用 (5)新興・再興感染症への対応 (6)医療関係者に必要な予防接種 (7)以上の感染対策に関する項目と関連する事項 3. 医療倫理 1) 医療倫理と臨床倫理 (1)医療倫理/臨床倫理の基本原則の考え方とその成立 (2)意思決定支援、患者-医療者関係 (3)法と医療倫理 ・インフォームドコンセント、意思決定能力、個人情報保護/守秘義務、厚労省ガイドラインと法的解釈など (4)ケアの倫理・身体的ケア
--

- ・心理社会的ケア
- ・spiritual care による全人的ケアなど

(5)臨床における倫理的課題

- ・エンドオブライフ・ケアの臨床倫理（含 Advance Care Planning）
- ・生命のはじめをめぐる倫理的諸課題（含 出生前診断、選択的人工妊娠中絶）

(6)臨床課題へのアプローチ法

- ・カンファレンスの方法（臨床倫理検討法、Jonsen の 4 分割法）
- ・倫理コンサルテーション

(7)医療資源の配分をめぐる諸課題（マクロ/ミクロの配分、トリアージの倫理など）

(8)具体的な臨床課題

- ・過剰な医療を患者/家族が求めるとき：適応外治療/未承認薬の使用を含め
- ・過少医療の懸念がある場合：患者自身が治療を拒否するとき/家族が患者（患児）の治療を拒否するとき
- ・同意能力をめぐる課題および地域包括ケア：認知症を有する人への対応/身寄りのない患者への対応、地域連携/包括ケア

2)医学研究と倫理

(1)人を対象とする研究倫理の歴史と基本原則

(2)人を対象とする研究倫理に関する国内外の関連法規・ガイドライン 例：人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

(3)研究倫理審査委員会、治験審査委員会の機能と役割

(4)先端的な医学・生命科学をめぐる倫理的課題

(5)公正な研究(Research Integrity)

(6)利益相反(COI:Conflict of Interest)

3)以上の医療倫理に関する項目と関連する事項

4. 医療制度と法律

(1)医療法の概要

(2)医師法に基づく医師の責務

(3)健康保険法、国民健康保険法等

(4)介護保険法

(5)働き方改革関連に関する法整備、法令

(6)医師のダイバーシティと働き方改革

(7)上記以外の医療関係法規、働き方改革関係の解釈と運用

5. 地域医療

(1)地域特性に応じた医療提供体制の重要性

(2)複数の医療機関と連携することの重要性

(3)在宅医療（含看取り）

(4)死体検案

(5)地域の医療資源の有効活用

(6)予防と保健（母子保健、学校保健、産業保健等各種保健事業を含む）

(7)上記以外の地域医療に関連する事項

6. 医療福祉制度

(1) 社会保障制度改革における医療福祉制度の動向（高齢者福祉法、介護保険法、障害者 基本法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律、子ども・子育て支援法、生活保護法、生活困窮者自立支援法など） (2)（認知症者を含む）高齢者福祉、児童虐待防止にかかわる機関間・専門職の連携における医師の役割 (3) 医療福祉制度を通底する新たな概念（地域包括ケアシステム、地域共生社会等）と地域 づくりにおける新たな医師の役割 (4) 上記以外の医療福祉制度に関連する事項
7. 医療経済（保険医療） (1) 医療経済の現状 (2) 社会保障や医療費の問題 (3) 医療資源の最適配分 (4) 医療サービスの効率化 (5) 診療報酬制度の総論＊ ＊ 診療報酬の算定法などの各論のみの講演は共通講習の対象とはしない。 (6) 上記以外の医療経済に関連する事項
8. 両立支援 (1) 事業場における治療（がん、脳卒中、肝疾患、難病等）と仕事の両立支援 (2) 両立支援のための事業所と医療機関との連携 (3) 両立支援のための主治医と産業医等の役割 (4) 上記以外の治療と仕事の両立支援に関連する事項

別表 3 指導医講習会の内容

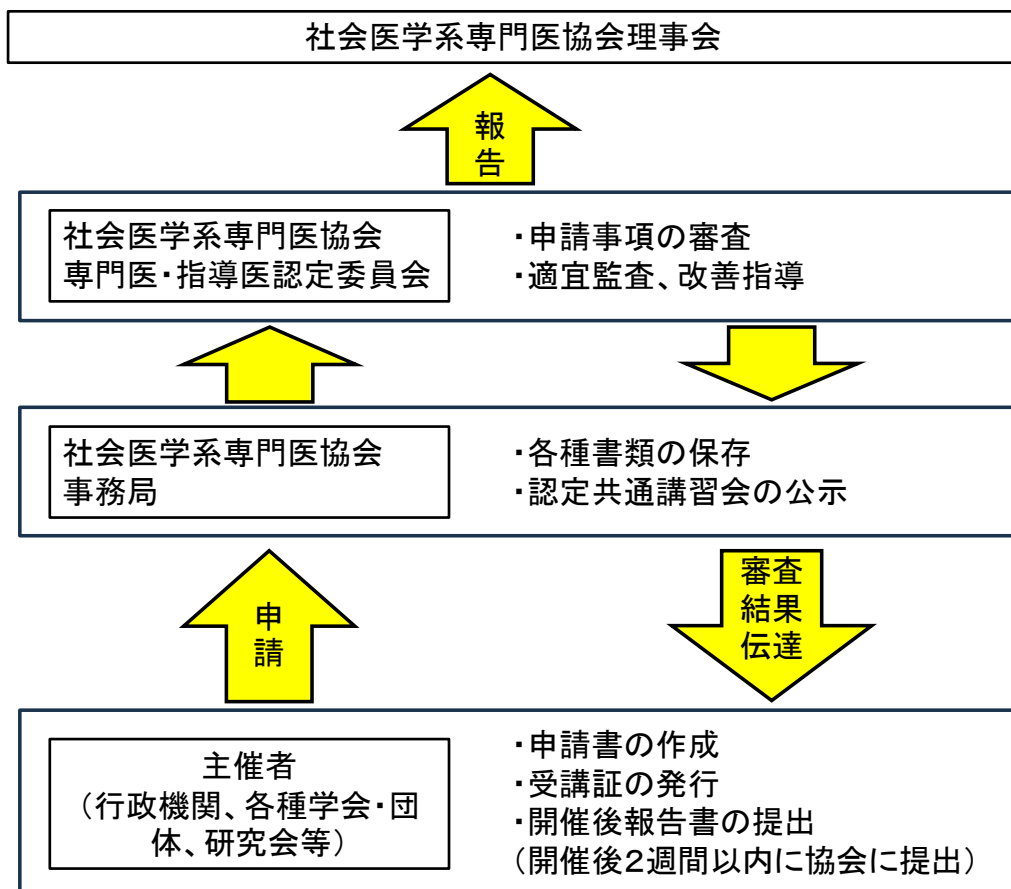
1. 総論 (1) 社会医学系専門医の制度
2. 各論 (1) 専門研修 (2) 専門医認定試験 (3) 専門医・指導医の更新ルール (4) 特例措置による社会医学系専門医・指導医 (5) 名誉社会医学系専門医・指導医 (6) 情報発信 (7) 最近の動き

別表 4 専門研修プログラム整備基準に定める 22 項目（第 2 条第 7 項関係）

1) 保健対策 1-1) 母子保健（項目 1） 1-2) 学校保健（項目 2） 1-3) 成人・高齢者保健（項目 3） 1-4) 精神保健（項目 4） 1-5) 歯科保健（項目 5）
--

- 1-6) 健康づくり（項目 6）
- 2) 疾病対策・障害者支援
 - 2-1) 感染症対策（項目 7）
 - 2-2) 生活習慣病対策（項目 8）
 - 2-3) 難病対策（項目 9）
 - 2-4) 要援護高齢者・障害者支援（項目 10）
- 3) 環境衛生管理
 - 3-1) 生活環境衛生（項目 11）
 - 3-2) 地域環境衛生（項目 12）
 - 3-3) 職場環境衛生（項目 13）
- 4) 健康危機管理
 - 4-1) パンデミック対策（項目 14）
 - 4-2) 大規模災害対策（項目 15）
 - 4-3) 有害要因の曝露予防・健康障害対策（項目 16）
 - 4-4) テロ対策（項目 17）
 - 4-5) 事故予防・事故対策（項目 18）
- 5) 医療・健康関連システム管理
 - 5-1) 保健医療サービスの安全および質の管理（項目 19）
 - 5-2) ケアプロセスや運営システムの評価・改善（項目 20）
 - 5-3) 医療情報システムの管理（項目 21）
 - 5-4) 医薬品・化学物質の管理（項目 22）

別表 5 共通講習の申請の流れ



共通講習申請様式	
1. 講習概要	
(1) 共通講習の提供様式 (必須)	
☐ 講習会・講演会 ☐ シンポジウム・ワークショップ	
(2) 開催年月日 (必須) 年 月 日	
※ 開催年月日には本日よりも後の日付を設定してください。	
(3) 開催時刻 (必須) : ~ :	
※ 共通講習の講習（講演）時間のみを記載してください。	
(4) 予定参加者数 (必須) 名	
(5) 受講者単位 (必須) 単位	
2. 開催場所	
(1) 会場名 (必須) _____	
(2) 都道府県 (必須) _____	
3. 主催・施設・代表者	
(1) 主催組織名 (必須) _____	
(2) 代表者氏名 (必須) _____	
☐ 代表者が申請者（連絡者）と同じ	
(3) 代表者所属 (必須) _____	
(4) 代表者役職 (必須) _____	
(5) 申請者（連絡者）名 (必須) _____	
(6) 連絡先 e-mail (必須) _____	
(7) 連絡先電話番号 (必須) _____	
4. カテゴリー (必須)	
☐ 医療倫理（臨床倫理、研究倫理、生命倫理）	
☐ 感染対策	
☐ 医療安全	
5. 講習内容	
※ 講師が複数となる場合、設定欄を追加してください。	
(1) 講習(会)タイトル (必須) _____	
(2) 演題タイトル (必須) _____	
(3) 講師氏名 (必須) _____	
(4) 講師の所属 (必須) _____	
(5) 講師の役職 (必須) _____	

(6) 講師の略歴 (必須)

1000 文字以内で入力してください。

(7) 利益相反の有無 (必須)

☐ あり ☐ なし

※ 利益相反については、日本医師会 (<http://www.med.or.jp/doctor/member/kiso/d14.html>) 又はその他学会の規定をご参照ください。

※ 上記規定に抵触する申請は受け付けられません。

※ ありの場合、利益相反の申告書をご提出頂く必要があります。書式につきましては、事務局より改めてご連絡いたします。

(8) 抄録 (講習内容の概要) (必須)

200 文字以内で入力してください。

6. 出席確認方法 (必須)

☐ IC カードやバーコードの読み取り ☐ 本人申告 (出席票の提出等)

☐ その他 具体的方法

7. 講習 (会) 参加費の有無 (必須)

☐ あり 参加費 (会員以外) 会員無料 円 ☐ なし

8. 企業共催・後援の有無 (必須)

☐ あり 企業名 ☐ なし

9. 非職員 (非会員) の参加可否 (必須)

☐ 可 (行政医のみ) ☐ 否

別表 7 共通講習受講証明書（例）

	No _____
受講者	
氏名 _____	
生年月日 _____ 年（西暦） _____ 月 _____ 日	
所属 _____	
専門領域名 _____ 専門医番号 _____	
受講講習会	
講習会名・講習演題名 _____	
登録番号 _____	
開催年月日 _____ 年（西暦） _____ 月 _____ 日	
開始時間・終了時間 _____ 時 _____ 分 ～ _____ 時 _____ 分	
開催場所 _____	
施設の区分 _____	
カテゴリー区分 _____ 単位数： _____	
上記の通り受講したことを証明します 一般社団法人 社会医学系専門医協会 （主催者名）	

受講証明書事務局控	
	No _____
受講者	
氏名 _____	
生年月日 _____ 年（西暦） _____ 月 _____ 日	
所属 _____	
専門領域名 _____ 専門医番号 _____	
受講講習会	
登録番号 _____	
開催年月日 _____ 年（西暦） _____ 月 _____ 日	
カテゴリー区分 _____ 単位数 _____	

別表 8 講習会結果報告書

報告年月日：
 記入者氏名：
 記入者所属：
 連絡先：(TEL)
 (E-mail)

以下のとおり、報告します。

学会・団体名	
テーマ	
日 時	年 月 日() : ~ :
場 所	
問い合わせ先	
リンクできるURL	
参加人数	人 (終了後に様式2の参加者名簿と一緒に提出ください。)

講師一覧

登録番号	氏名	ふりがな

別表 9 講習会参加者名簿

開催日		年 月 日() 00:00~00:00		学会・団体	
場 所				参加数 0人	

NO (通し番号)	登録番号 (例:推17-170000)	氏名	ふりがな	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				

(様式1)

一般社団法人 社会医学系専門医協会

指導医講習会計画申請書

申請年月日:

記入者氏名:

記入者所属:

連絡先: (TEL)

(E-mail)

以下のとおり、申請します。

学会・団体名	
タイトル	
日 時	年 月 日 () 00:00~00:00
場 所	
問い合わせ先	
リンクできるURL	

*枠内の上記内容は、社会医学系専門医協会ホームページへ掲載いたします。

その他 (備考欄): 上記内容以外でHPへ追加記載したい内容や、その他ご希望などございましたらご記載ください。

--